

相楽西部地域（木津川市、精華町）
循環型社会形成推進地域計画

平成22年 8月16日策定
平成22年 9月27日承認
平成24年 3月30日変更
平成25年 1月 7日変更

相楽郡西部塵埃処理組合

木 津 川 市

精 華 町

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	2
(1)	対象地域	2
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	広域化の検討状況	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状	4
(2)	生活排水の処理の状況（木津川市）	4
(3)	一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標（木津川市）	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	9
(3)	処理施設等の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
添付資料		
添付資料 1	対象地域図、現有・計画施設位置図	15
添付資料 2	各種推計結果	17
添付資料 3	一般廃棄物（ごみ）等の処理目標資料	19
添付資料 4	分別区分説明資料	20
添付資料 5	現有処理施設概要	21
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	22
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	24
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	25
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	26
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	27
参考資料様式 6	計画支援概要	28

相楽西部地域（木津川市、精華町）循環型社会形成推進地域計画

相楽郡西部塵埃処理組合、木津川市、精華町

平成 22 年 8 月 16 日策定(当初)

平成 24 年 3 月 30 日変更(第 1 回)

平成 25 年 1 月 7 日変更(第 2 回)

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：木津川市(H19, 3, 12 木津町・加茂町・山城町と合併)、
精華町

面積：木津川市 85.12k m²、精華町 25.66k m²、合計 110.78k m²

人口：木津川市 69,789 人、精華町 36,391 人、合計 106,180 人

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

木津川市 71,524 人、精華町 36,866 人、合計 108,390 人

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

(2) 計画期間

エネルギー回収推進施設について平成 29 年度末の稼働を目指していることから、平成 22 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間を第 1 期計画(本計画)とし、それ以降について、第 2 期計画を策定することとする。

また、計画期間内でも、目標の達成状況や社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

木津川市は、平成 19 年 3 月、木津町・加茂町・山城町の市町村合併により誕生した。各町における一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を統合するとともに、ごみ処理にかかる課題を解決するため、平成 22 年 11 月に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定した。

精華町は、平成 23 年 3 月に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しを行った。

木津川市及び精華町では、循環型社会の形成を目指し、ごみの発生抑制と減量化、資源循環、及び適正処理を進めている。

現在、木津川市及び精華町の燃やすごみの処理については、相楽郡西部塵埃処理組合(以下「組合」という。)及び木津川市分の一部を民間事業者において焼却処分している。同組合は、昭和 37 年 8 月に当時の木津町、山城

町及び精華町により設置された一部事務組合であり、昭和 55 年から打越台環境センターにおいて燃やすごみの焼却処分を行っており、稼働後約 32 年が経過している。このため施設の老朽化が著しく、また、関西文化学術研究都市の宅地開発による人口増に伴うごみ量の増加などにより、打越台環境センターだけでは処理しきれない状況にあり、可及的、かつ速やかなエネルギー回収推進施設の整備が急務となっている。

本計画は、木津川市及び精華町の循環型社会の形成を目指した、効率的な収集・運搬・資源化・処理・処分、その体制を確保するために整備が必要な施設、並びに運営のための施策を立案するものである。

(4) 広域化の検討状況

平成 11 年 3 月に京都府が策定した「京都府ごみ処理広域化計画」では、木津川市及び精華町は相楽地域ブロックに分類される。相楽地域ブロックは、木津川市、精華町の他に、笠置町、和束町、南山城村で構成されている。

木津川市及び精華町では、この広域化計画に則り、ごみ処理の広域化を図るため、関係自治体と意見交換を行ってきたところである。

しかし、施設の建設予定地周辺住民の合意形成において、1 市 3 町 1 村を集約化する場合の合意形成は、極めて困難な状況にある。

以上のことから、本地域では、従来のごみ処理の枠組みを継続し、木津川市及び精華町による広域化を推進する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

平成 21 年度の一般廃棄物の排出量、処理量のフローは図 1 のとおりである。

集団回収量も含めた排出量は約 31,400 トンであり、再生利用される総資源化量は約 8,400 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量（集団回収量含む）））は、約 27% である。

中間処理による減量化量は約 19,400 トンであり約 62% が減量化されている。なお、中間処理のうち焼却処理量は約 22,400 トンである。

また、排出量の約 11% にあたる約 3,600 トンが埋立処分されている。

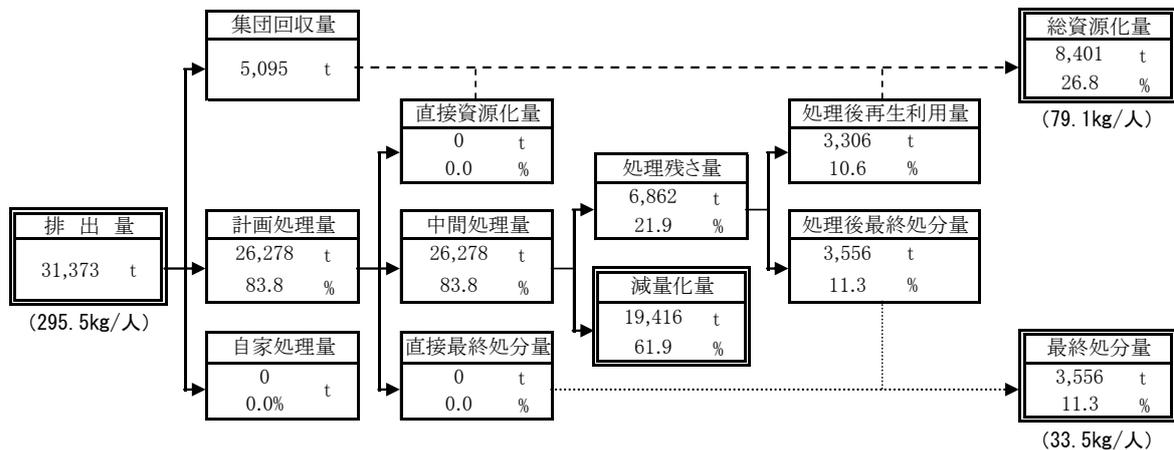


図 1 一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（平成 21 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

相楽西部地域における平成 21 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 106,180 人であり、汚水衛生処理人口は 91,754 人、汚水衛生処理率約 86% である。

し尿発生量は、7,730.11kl/年、浄化槽汚泥発生量は、8,087.80kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は、15,817.91kl/年である。

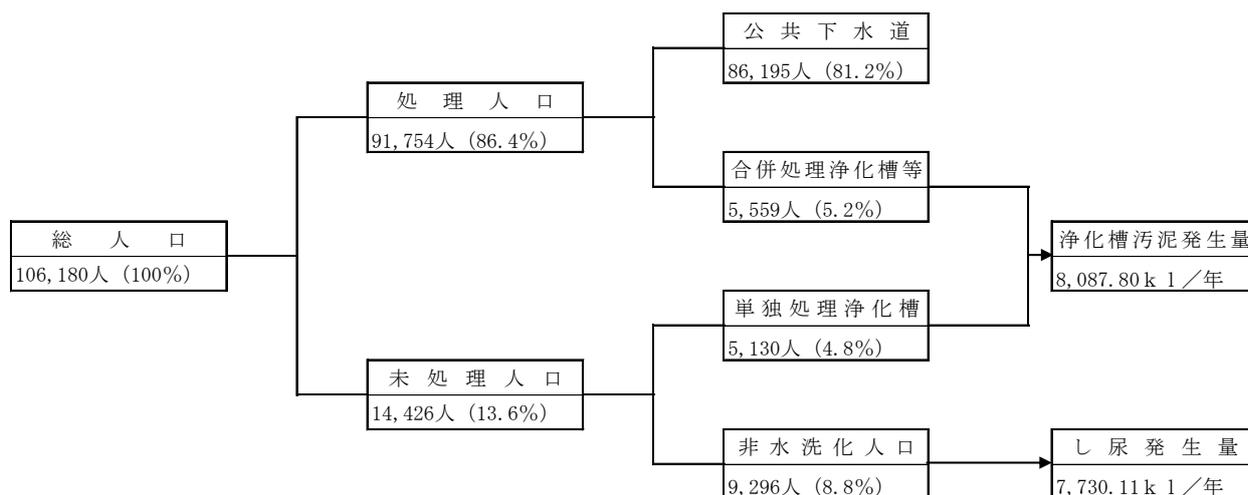


図2 生活排水の処理状況（平成21年度）

（3）一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標

木津川市は、平成19年3月に木津町、山城町、加茂町が合併して誕生した。この市町村合併を契機に、ごみの区分の統一を図った。また、精華町においても、平成20年4月から燃やすごみの分別について一部変更するなど、ごみの区分の統一を図ったところである。

さらに、その他の発生抑制、資源化の取組みも継続して実施することにより、表1及び図2に示した目標量の達成を目指す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位	年度	現状 (平成21年度)	目標 (平成27年度)
排出量	事業系 総排出量	3,947 トン	4,025 トン (2.0%)
	1事業所当たりの排出量	1.5 トン/事業所	1.5 トン/事業所 (0.0%)
	家庭系 総排出量	27,426 トン	29,799 トン (8.7%)
	1人当たりの排出量	179 kg/人	173 kg/人 (-3.4%)
合計	事業系家庭系排出量合計	31,373 トン	33,824 トン (7.8%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量	8,401 トン (26.8%)	9,686 トン (28.7%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—
減量化量	中間処理による減量化量	19,416 トン (61.9%)	20,379 トン (60.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,556 トン (11.3%)	3,759 トン (11.1%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量[単位:トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位:トン]

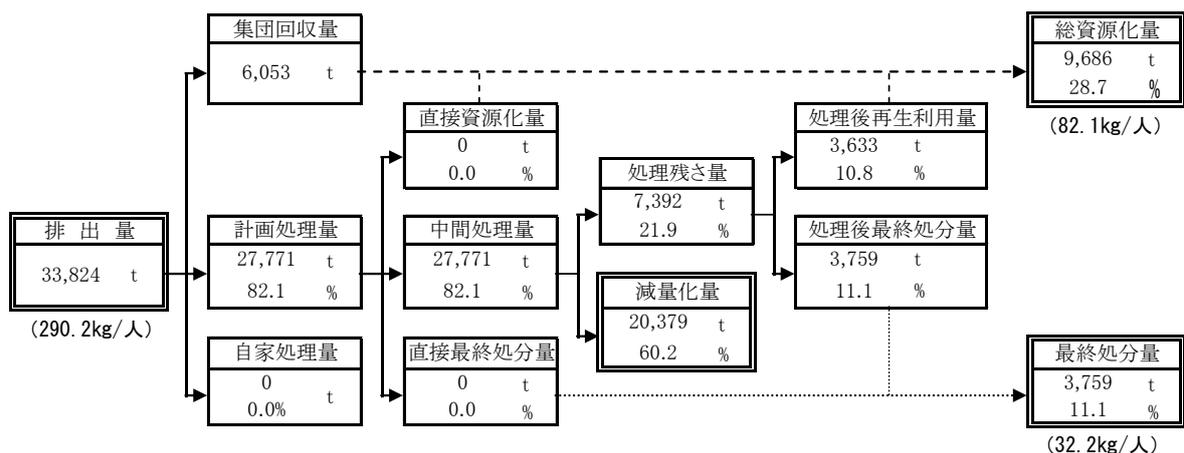


図3 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（平成27年度）

(4) 生活排水処理の目標

相楽西部地域の生活排水について、表2に掲げる目標達成に向け、合併処理浄化槽の整備等を推進する。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成21年度実績	平成27年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	86,195人(81.2%)	100,790人(87.3%)
	合併処理浄化槽等	5,559人(5.2%)	5,126人(4.4%)
	未処理人口	14,426人(13.6%)	9,567人(8.3%)
	合計	106,180人	115,483人
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	7,730.11キロリットル	5,242.97キロリットル
	浄化槽汚泥量	8,087.80キロリットル	7,123.57キロリットル
	合計	15,817.91キロリットル	12,366.54キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化の導入（施策番号 11）

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基本方針では、市町村の役割として、「ごみ処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化の推進が示されている。

現在、事業系一般廃棄物については、従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

一方、家庭系ごみについては、処理料金を徴収しておらず、ごみの減量化について、啓発するとともに、さまざまな施策を展開している。

ごみ処理の有料化はごみの排出抑制と、一層の費用負担の公平性の確保のために有効な手段であることから、木津川市においては平成 22 年度に廃棄物減量等推進審議会を設置し、料金徴収方法、手数料単価など、有料化について進める。

イ マイバッグ運動・レジ袋対策（施策番号 12）

事業者に対して、過剰包装の自粛とレジ袋の有料化、及び詰め替え商品の優先的な仕入れなどの啓発を進める。

また、市民に対して、引き続きマイバッグ持参や簡易包装などの啓発・推進を図る。

ウ 集団回収等の推進（施策番号 13）

木津川市では、古紙類の再資源化を促進するため、市民団体による古紙・古布類の集団回収に対して、「木津川市古紙類等回収事業実施補助金交付要綱」（平成 19 年規則第 36 号）により、回収実施に応じて補助金を交付している（平成 21 年度の補助金は、1 キロあたり 5 円を交付）。

精華町では、古紙類のごみの減量化と資源としての有効利用を促進するとともに、住民と行政によるごみ問題解決への社会意識の高揚を目的として、市民団体による古紙・古布類・アルミ缶の集団回収に対して、「精華町古紙類回収事業実施補助金交付要綱」（平成 4 年要綱第 5 号）により、回収実績に応じて補助金を交付している。（平成 21 年度の補助金は、1 キロあたり新聞・雑誌・ダンボール 4 円、紙パック 5 円、アルミ缶 2 円を交付）。

引き続き、古紙類などの集団回収に対する補助施策を継続して実施するとともに、広報紙により集団回収の情報提供や啓発活動を進める。

エ 分別収集の推進・啓発活動・環境学習の実施（施策番号 14）

木津川市では、平成 9 年 4 月にリサイクル研修ステーションを開所し、3 R に基づき、ごみゼロを目指した様々なごみの発生抑制や減量化の実践に向けた啓発事業を推進しており、今後も継続して取組みを進める。

精華町では、精華町環境ネットワーク会議と協働し、環境啓発フォーラムや環境啓発映画会等を企画するとともに、ごみ分別説明会等を実施し、分別収集の徹底、循環型社会の構築を目指す。

表 3 リサイクル研修ステーションの主な実施事業

事業名	内容
有効利用コーナー	家庭で不用になった子供服や婦人服、また日用品などを提供いただき、必要とされる方に再利用していただき、ごみを減量する。
さき織り工房	着られなくなった衣類などを裂いて、機織り機でオリジナルの織物を作成する。
環境ポスター展	市内の小中学生を対象に、夏休みに環境啓発ポスターの作成依頼をし、入選作品は燃やすごみ収集車に掲示し、環境啓発をする。
グリーンカーテン フォトコンテスト	二酸化炭素排出量の削減と、温暖化防止啓発を目的として、グリーンカーテンを啓発し、実践いただいた過程と経過が分かる写真を募集しコンテストを開催する。
紙バンド講習会	荷造り時などに使用する紙バンドを使用し、マイバッグを作成する教室を開催する。レジ袋の削減を目的とする。
使用済み油回収	使用済みの油（廃食用油）を回収し、家畜飼料とする。

オ 家庭における生ごみの堆肥化（施策番号 15）

木津川市及び精華町では、生ごみの減量化と有効利用に対する意識の向上を目的として、一般家庭を対象に生ごみ処理機器を購入する経費に対し、補助金を交付しており、今後も継続して補助を行う。

カ 生活排水対策（施策番号 16）

家庭等から排出される汚濁負荷の低減のため、広報活動や廃油回収の実施などについて、引き続き取り組むこととする。また、無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用及び拭取紙等の排出抑制用品の普及啓発活動に取り組むこととする。

公共用水域への汚濁負荷の低減を図るため、下水道計画区域以外の地域における汲取り・単独浄化槽世帯に対し、補助金を交付することなどにより、合併処理浄化槽の設置を推進する。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、木津川市・精華町の燃やすごみは、組合の打越台環境センターで処理しているが、施設の老朽化と人口増加により、施設の処理能力が不足している。このため、木津川市の木津地域の一部及び加茂地域の全量について、緊急避難措置として、民間に処理を委託している。

今回計画の新たなエネルギー回収推進施設の供用開始以降は、木津川市及び精華町から発生する全ての燃やすごみをこの施設で処理する計画である。

また、現在、処理能力不足のため処理を民間委託しているビニール・プラスチックごみについても、同施設で処理し、サーマルリサイクルを進める計画である。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、燃やせるごみを対象に施設での受入れを行っている。

なお、今後は、多量にごみを排出する事業所に対して、一般廃棄物減量計画書の作成及び計画を実行するよう指導などに取り組み、事業系一般廃棄物の発生抑制と減量化を進める。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、木津川市において下水道が整備されない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。

また、し尿、合併処理浄化槽汚泥については、今後も引き続き、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、埋立処分する。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 既存のごみ焼却施設の老朽化に伴う施設更新により、エネルギー回収推進施設を整備する。
- ◇ 新しいエネルギー回収推進施設整備後、木津川市及び精華町の燃やすごみの全量を本施設で処理する。併せて、ビニール・プラスチックごみを燃やすごみに統合する。
- ◇ 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所に対し、一般廃棄物減量計画書を作成し、計画を実行するよう指導を進める。

表 4 相楽西部地域（木津川市・精華町）の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成21年度）		今 後（平成27年度）	
分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
ビニール プラスチック	圧縮・梱包	民間委託	指定法人
燃やす ごみ	焼却	打越台環境センター 一部民間委託	埋立
ビニール プラスチック	焼却	民間委託	埋立
燃やさない ごみ	破碎・埋立	民間委託	埋立
ペットボトル	圧縮・梱包	民間委託	指定法人
乾電池	保管	民間委託	資源化
生活ガラ	破碎	民間委託	埋立
蛍光灯	保管	民間委託	資源化
古紙・古布	保管	民間委託	資源化
古紙 (集団回収)	(売却)	民間委託	資源化
粗大ごみ	破碎分別等	民間委託	焼却、焼廃 資源化
分別区分	処理方法	処理施設等	処理量見 込み (トン)
資源化	資源化	資源化	
焼却	焼却	焼却	1,668
焼却	焼却	焼却	17,778
焼却	焼却	焼却	522
破碎・埋立	破碎・埋立	破碎・埋立	2,080
資源化	資源化	資源化	246
資源化	資源化	資源化	26
資源化	資源化	資源化	6
資源化	資源化	資源化	2
資源化	資源化	資源化	302
資源化	資源化	資源化	6,053 (集団回収)
資源化	資源化	資源化	1,116 粗大ごみ



(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設の整備（施策番号3）

上記（2）の統一後の分別区分及び処理体制に基づき処理を行うため、表5のとおり、木津川市において必要な処理施設の整備を行う。

なお、施設の維持管理・運営は、相楽郡西部塵埃処理組合で行うこととする。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	参考
3	熱回収施設	新クリーンセンター整備事業	94t/日	京都府木津川市 鹿背山川向地内	H25～H26	全体事業期間 H25～H29

（整備理由）

事業番号3 既存施設の老朽化対応、エネルギー回収効率の向上

イ 合併処理浄化槽の整備（木津川市）（施策番号5）

木津川市の合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (基) (～平成21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
5	浄化槽設置整備事業	118	185	740	H22～H26

(4) 施設整備に関する計画支援事業（施策番号31）

上記（3）の施設整備に伴い、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	参考
31	新クリーンセンター整備に関する計画支援事業	調査、計画、設計等	H22～H26	全体事業期間 H22～H29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 施設搬入物の監視の強化（施策番号 41）

搬入されるごみの展開調査を定期的実施し、搬入不適物の混入を防止するとともに、搬入申請時のチェックを強化し、施設搬入前の業者指導を徹底する。

イ 行政のごみ減量に関する率先行動（施策番号 42）

庁舎、出先機関等の公共施設で古紙、びん・缶等の資源化を徹底するとともに、再生品のグリーン購入を進める。

ウ 不法投棄、散在性ごみ、野外焼却の防止（施策番号 43）

京都府、警察、消防等と連携し、不法投棄や野外焼却に対する迅速な対応を図り防止に努める。散在性ごみについては、ごみゼロ運動、ノーポイ運動を通じて啓発を進める。

エ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（施策番号 44）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

オ 災害時の危機管理（施策番号 45）

国の「災害廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月）」及び「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月）」に基づき、災害廃棄物に対する処理計画を策定し、万一の災害発生時には、計画に沿った対応ができるように準備を進める。

カ 廃棄物減量等推進員の活動推進（施策番号 46）

木津川市では、廃棄物の減量等に関し熱意と識見を有する住民を、廃棄物減量等推進員として委嘱している。推進員は、市の廃棄物の減量等に関する施策への協力に加えて、ごみの減量に関する啓発をはじめ、3Rの推進の自主的な活動など、積極的な取組みが進められており、今後も支援を継続する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて京都府及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

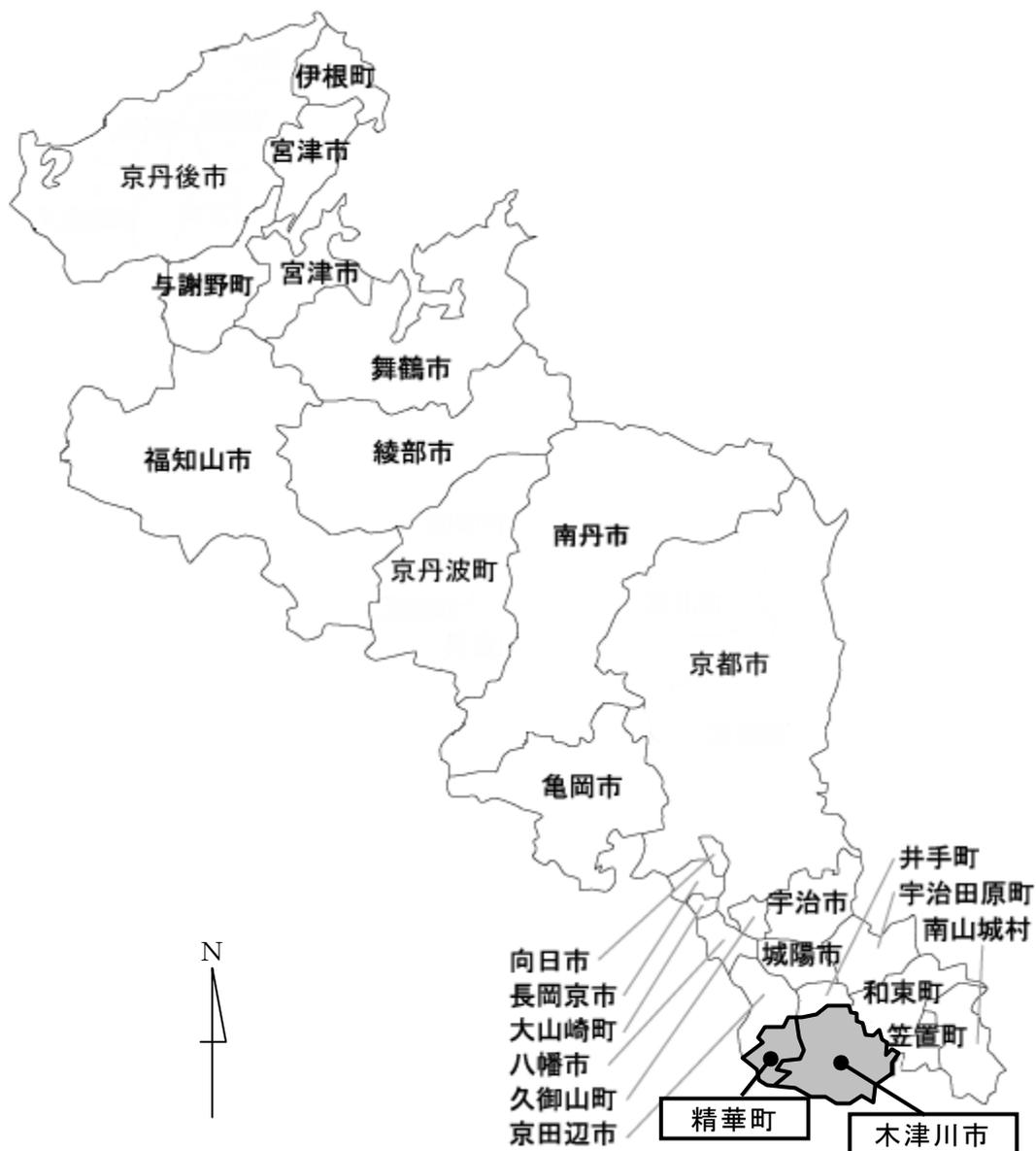
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させることとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すこととする。

添 付 資 料

添付資料 1-1 対象地域図

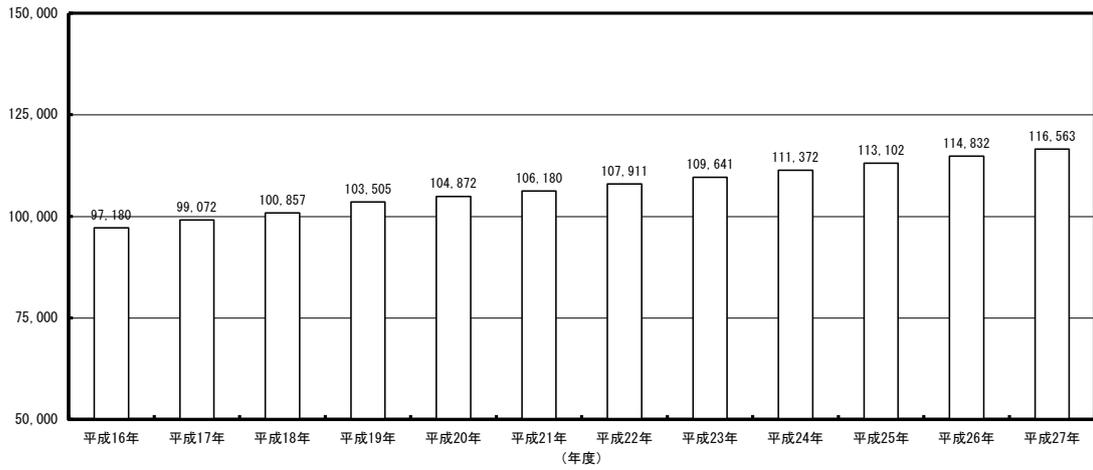


添付資料 1 - 2 既存・計画施設位置図



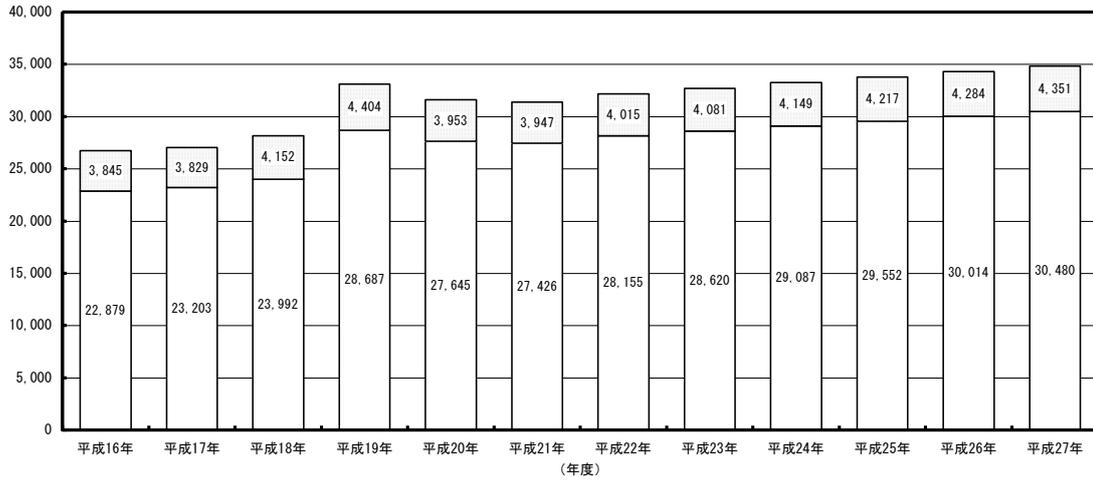
(人)

添付資料 2-1 将来人口推計結果



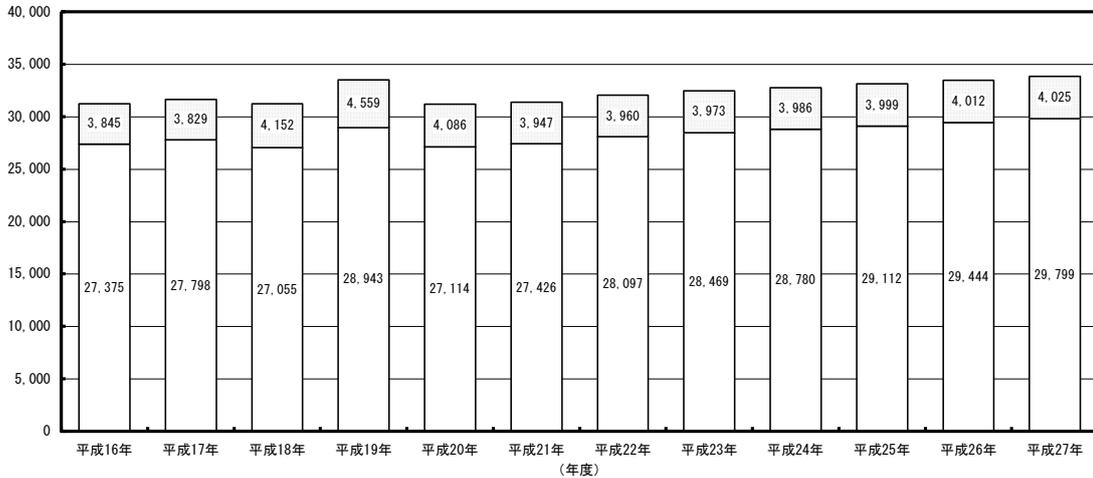
(t/年)

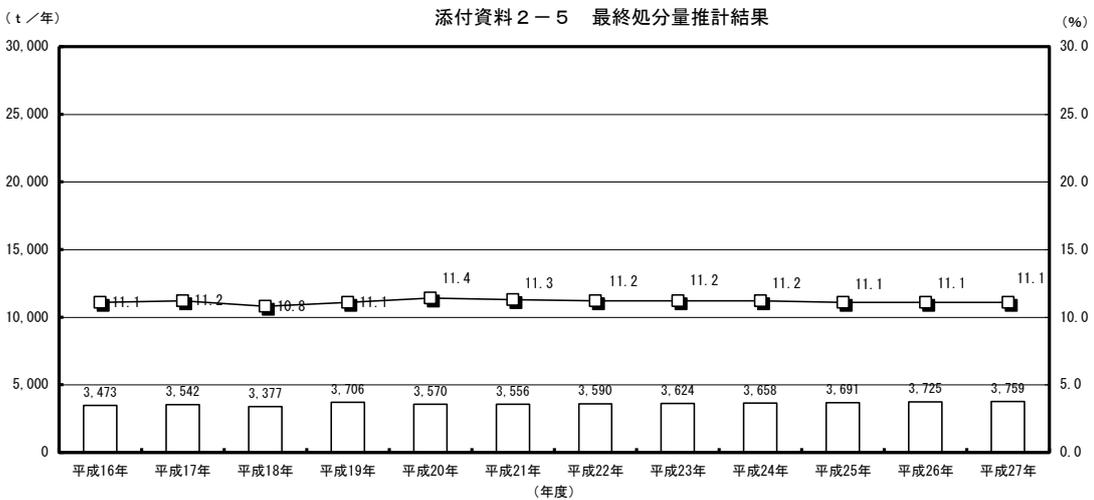
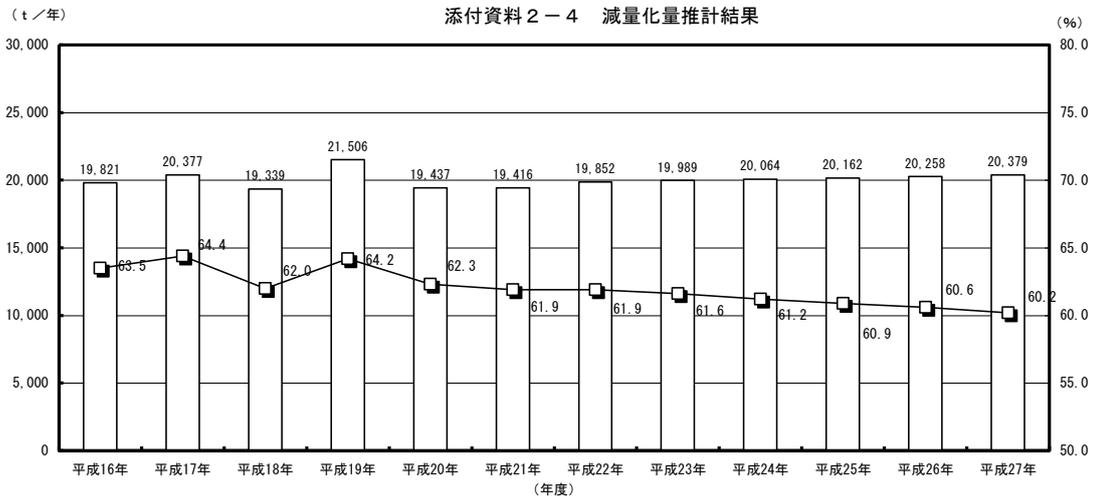
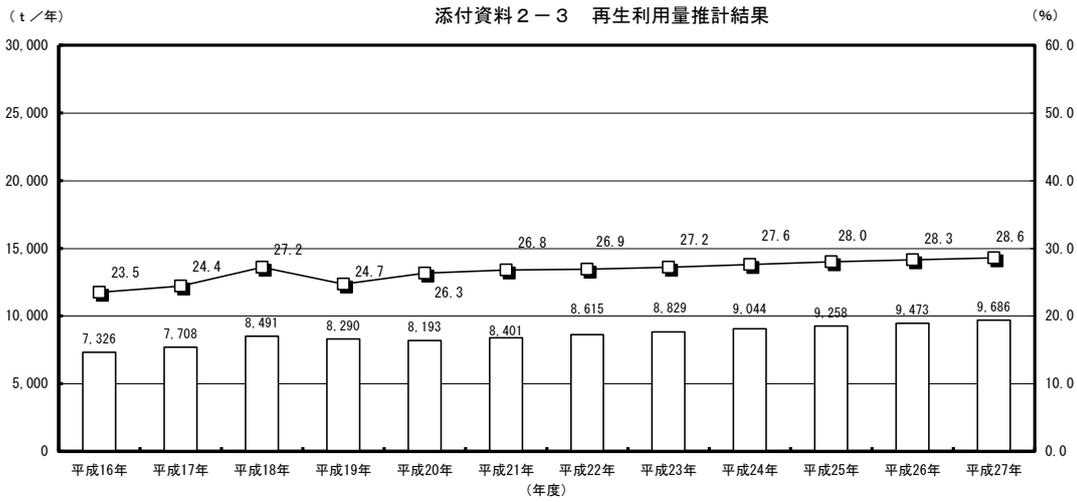
添付資料 2-2-1 排出量推計結果 (現状推移)



(t/年)

添付資料 2-2-2 排出量推計結果 (施策効果)





添付資料3 一般廃棄物（ごみ）等の処理目標資料

全国的には人口減少がみられるが、相楽西部地域を構成する木津川市・精華町は、関西文化学術研究都市の中心地区として住宅、商業施設及び文化学術研究施設等の整備が進められており、表3-1のとおり、今後も引き続き、人口が増加する見込みである。

このため、ごみの発生抑制及び減量化に取り組み、1人1日当たりのごみ排出量の削減を進めるものの、ごみの総排出量としては、増加する見込みである。

なお、相楽西部地域における平成12年度の1人1日当たりのごみ排出量について、全国平均と比較すると、概ね17%程度、低い数値であるが、ごみの有料化などのごみの発生抑制・減量化等の取組みを更に進めることにより、ごみの総排出量の削減を目指すこととする。

表3-1 国勢調査結果及び将来人口予測

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成37年
木津川市	58,809人	63,649人	69,789人	75,793人	85,900人
精華町	26,357人	34,236人	36,391人	40,770人	48,850人
相楽西部地域 (合計)	85,166人	97,885人	106,180人	116,563人	134,750人

表3-2 1人1日当たりの事業系家庭系排出量

	平成12年	平成21年	平成27年	平成37年
木津川市	953.3g/人・日	794.6g/人・日	781.0g/人・日	743.3g/人・日
精華町	940.4g/人・日	839.1g/人・日	821.0g/人・日	776.3g/人・日
相楽西部地域(合計)	949.3g/人・日	809.5g/人・日	795.0g/人・日	755.2g/人・日
全国平均	1,183g/人・日	—	—	—

※(1人1日当たりの事業系家庭系排出量)=事業系家庭系排出量合計/人口/365日

表3-3 1人1日当たりの家庭系排出量

	平成12年	平成21年	平成27年	平成37年
木津川市	509.4g/人・日	498.8g/人・日	477.7g/人・日	442.3g/人・日
精華町	622.8g/人・日	475.7g/人・日	463.5g/人・日	435.8g/人・日
相楽西部地域(合計)	544.6g/人・日	490.9g/人・日	472.7g/人・日	440.0g/人・日
全国平均	660.0g/人・日	—	—	—

※(1人1日当たりの家庭系排出量)=(家庭系排出量合計-総資源化量)/人口/365日

添付資料 4 分別区分説明資料

分別区分	主な品目	出し方
燃やすごみ	台所ごみ 紙くず 木くず ふとん カーテン など	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみは、水切りをしてください。 ○紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ○天ぷら油は、凝固剤を使うか、新聞紙などに吸わせて出してください。（リサイクル研修ステーションに持ち込むこともできます。） ○木くずは、50 cmまでに切断し、釘などを抜いて直径 15 cmまでに束ねてください。（1回3束まで） ○ふとんは、1回につき2枚までで、1枚ずつひもで十字にしばって出してください。
ビニール・プラスチック容器包装（木津川市） プラスチック製容器包装（精華町）	菓子袋 レジ袋 食品カップ カップ麺の容器 など	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れているものや容器包装以外のものは収集できません。 ○中身は使い切り、汚れをふき取って出してください。 ※汚れが付着して取れにくいものは「燃やすごみ」に出してください。
燃やさないごみ（木津川市） ビン・カン類（精華町）	アルミホイル 空き缶 空きびん 食器 せともの 小型電化製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ○小さく分けないで、大きな袋1枚に入れてください。 ○中身が付着していたり、汚れているものは軽く洗ってください。 ○空き缶や空きびんのふたははずしてください。 ○スプレー缶等は使い切り、穴を開けて出してください。 ○刃物や割れたガラス等は「危険物」の表示をつけて出してください。 ○50cm 角を超えるものは粗大ごみに出してください。
ビニール・プラスチックごみ（廃プラスチック類）	歯ブラシ CD ビデオテープ 靴類 おもちゃ ゴム製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ○靴類はすべて「ビニール・プラスチックごみ」に出してください。
粗大ごみ	家具 自転車 ストーブ 電化製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ○電池や油、燃料等は抜いて出してください。 ○家電4品目、衣類乾燥機、パソコン、バイクは粗大ごみに出せません。
ペットボトル	ペットボトル（飲料用、酒用、しょうゆ用）	<ul style="list-style-type: none"> ○マークを確認してください。 ○中をすすいで、ラベルを取り外してください。 ○キャップ・ラベルは取り除いてください。 ※キャップは「ビニール・プラスチック容器包装」に出してください。 ○踏みつぶすなどして、できるだけ小さくして出してください。
古紙・古布類	新聞紙 雑誌類 布類 ダンボール類 など	<ul style="list-style-type: none"> ○ばらばらにならないように、ひもで束ねて出してください。 ○紙パックは、中をすすいで切り開き、乾かせてから出してください。
乾電池	廃乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ○袋などから出して電池だけを回収箱に入れてください。 ○使い切りで充電できないタイプの電池に限ります。
生活ガラ（木津川市のみ）	家庭から出た土・レンガ ガラ類 など	<ul style="list-style-type: none"> ○1回100kgまでの持ち込みとします。 ○20kgまでに分け、搬入してください。
蛍光灯	廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ○破損しないように、買い換えた商品の包装に包んで出してください。

添付資料 5 現有処理施設概要

項目	焼却施設
都 市 名	精華町
施 設 名	打越台環境センター
処 理 対 象 物	燃やすごみ（木津地域の一部及び加茂地域は民間委託）
処 理 能 力	60 t / 日（30t/16h×2 炉）
型 式	准連続運転・ストーカ式
竣 工	昭和 55 年
余 熱 利 用	場内温水利用

項目	最終処分場
都 市 名	木津川市
施 設 名	木津川市桜台環境センター
処 理 対 象 物	<ul style="list-style-type: none"> ・山城地区内に住居を有する個人から排出されるガレキ ・山城地区内の各地区長が行う当該地区の溝清掃から生じた土砂 ・その他前項に準ずる物で市長が埋立処分することが適当と認めたもの
残 余 容 量	25,817m ³
竣 工	昭和 56 年

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 21 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	相模地域	(2) 地域内人口	106,180 人	(3) 地域面積	110.78km ²
(4) 構成市町名	木津川市、精華町	(5) 地域の要件	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：相模郡西部塵埃処理組合 設立(予定)年月日：昭和 37 年 8 月 1 日 設立				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年										目標	
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	3,845	3,829	4,152	4,559	4,086	3,947	4,025	(2.0%)			
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)				1.6	1.6	1.5	1.5	(0.0%)			
再生利用量	家庭系 総排出量(トン)	27,375	27,798	27,055	28,943	27,114	27,426	29,799	(8.7%)			
	1人当たりの排出量(kg/人)	200	203	184	202	183	179	173	(-3.4%)			
熱回収量	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	31,220	31,627	31,207	33,502	31,200	31,373	33,824	(7.8%)			
	直接資源化量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)			
中間処理による減量化量	総資源化量(トン)	7,626	7,708	8,491	8,290	8,193	8,401	9,686	(28.7%)			
	熱回収量(年間の発電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	-	-			
最終処分量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	20,121	20,377	19,339	21,506	19,437	19,416	20,379	(60.2%)			
	埋立最終処分量(トン)	3,473	3,542	3,377	3,706	3,570	3,556	3,759	(11.1%)			

《指標の定義》 排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差
最終処分量：埋立処分された量

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考	
	事業主体	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月	更新、廃止新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
焼却施設	相模郡西部塵埃処理組合	准連続燃焼・ストローカ式	有	60(トン/日)	昭和55年4月	老朽化 燃料・回収効率向上のため	熱回収施設	平成29年度	94t/日	現有施設の名称 打越台環境センター
最終処分場	木津川市	サンドイッチ工法	有	37,639m ³	昭和56年7月	-	-	-	-	木津川市桜台環境センター 対象：山城地区

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成22年度)

事業種別	事業番号	事業主体名	規模	事業期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考			
				開始	終了	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	全体事業期間	開始	終了	総事業費(千円)	交付金対象事業費(千円)	
○熱回収等に関する事業						0	0	0	1,176,300	2,018,700	1,317,100	0	0	0	275,900	1,041,200					
新クリーンセンター整備事業	3	木津川市	94 t/d	H25	H26	0	0	0	1,176,300	2,018,700	1,317,100	0	0	0	275,900	1,041,200	H25	H29	9,875,900	7,152,100	
○施設整備に関する計画支援に関する事業						33,462	82,672	143,685	37,200	51,200	207,554	4,860	52,281	102,213	21,100	27,100					
新クリーンセンター整備に係る計画支援事業	31	木津川市		H22	H26	33,462	82,672	143,685	37,200	51,200	207,554	4,860	52,281	102,213	21,100	27,100	H22	H29	441,619	255,754	
○合併浄化槽に関する事業						83,270	9,294	7,842	16,654	32,826	73,270	7,694	7,042	14,654	29,226						
合併浄化槽設置整備	5	木津川市	185 基	H22	H26	83,270	9,294	7,842	16,654	32,826	73,270	7,694	7,042	14,654	29,226			H22	H26	83,270	73,270
合計						3,626,489	42,756	90,514	1,230,154	2,102,726	1,597,924	12,554	59,323	116,867	311,654	1,097,526			10,400,789	7,481,124	

様式 3

相楽西部地域（木津川市・精華町）の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	有料化の導入	一廃棄物減量等推進審議会に、ごみ処理の有料化を諮問し、検討を推進する。	木津川市	H 2 2	継続		廃棄物減量化推進計画の策定						ごみ処理の有料化の 検討
	12	マイバッグ運動・レジ袋対策	事業者に対し、レジ袋の有料化や詰め替え商品の優先的な仕入れなどの啓発を推進する。 市民に対し、マイバッグ持参や簡易包装を啓発を推進する。	木津川市 精華町	継続事業			マイバッグ運動・簡易包装などの啓発						
	13	集団回収等の推進	市民団体による古紙・古布類の集団回収に対して、回収実施に応じて補助金を交付する。	木津川市 精華町	継続事業			市民団体による古紙・古布類の集団回収に対し支援						
	14	分別収集の推進・啓発活動・環境学習の実施	木津川市では、平成9年4月に開所したリサイクル研修ステーションを活用し、ごみゼロを目指した様々な取り組みを継続して推進する。 精華町では、精華町環境ネットワーク会議と協働し、環境啓発フォーラムや環境啓発映画会等を企画、またごみ分別説明会等を実施し、分別収集の徹底、循環型社会の構築を目指す。	木津川市 精華町	継続事業			有効利用コーナー、さき織り工房、環境ポスター展、グリーンカーテンフォトコンテスト、紙バンド講習会						
	15	家庭における生ごみの堆肥化	家庭用生ごみ処理機器の購入に対する補助金を交付する。継続支援。	木津川市 精華町	継続事業			生ごみ処理器購入補助						
	16	生活排水対策	無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用及び拭取紙等の排出抑制商品の普及啓発活動を実施する。合併浄化槽設置補助金を交付する。	木津川市 精華町	継続事業			合併浄化槽設置補助						
処理施設の 整備に関する もの	3	新クリーンセンター整備事業	新クリーンセンターの整備事業を推進する。	木津川市	H 2 5	H 2 9	○							搬入路・造成工事 建設 工事
	5	合併浄化槽整備	合併処理浄化槽整備を推進し、公共水域へ汚濁負荷の低減に取り組む。	木津川市	H 2 2	H 2 6	○	合併浄化槽整備						
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	新クリーンセンター整備に係る計画支援事業	新クリーンセンター整備に係る調査、測量、計画及び設計等。	木津川市	H 2 2	H 2 9	○	調査、計画、設計等						
その他	41	施設搬入物の監視の強化	搬入されるごみの展開調査を定期的実施し、搬入不適物の混入の防止を図る。また、搬入申請時においてチェックを強化し、施設搬入前の業者指導を徹底する。	木津川市 精華町	継続事業			施設搬入物の監視を継続・強化						
	42	行政のごみ減量に関する率先行動	庁舎、出先機関等の公共施設で古紙、びん・缶等の資源化を徹底するとともに、再生品のグリーン購入を進める。	木津川市 精華町	継続事業			公共施設において、ごみ減量・リサイクル活動、グリーン購入を継続して実施						
	43	不法投棄、散在性ごみ、野外焼却の防止	京都府、警察、消防等と連携し、不法投棄や野外焼却に対する迅速な対応を図って防止に努める。散在性ごみについては、ごみゼロ運動、ノーポイ運動を通じて啓発を進める。	木津川市 精華町	継続事業			市民啓発や不法投棄対策の推進						
	44	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を図る。	木津川市 精華町	継続事業			廃家電のリサイクルの普及啓発 使用済小型電子機器 等の再資源化の促進						
	45	災害時の危機管理	災害廃棄物に対する処理計画を策定して、万一災害が発生した際に処理計画に基づき、迅速かつ適切に対応できるよう、準備を進める。	木津川市 精華町	継続事業			災害廃棄物に対する処理計画を策定し、災害時の準備の実施						
	46	廃棄物減量等推進員の活動支援	ごみの発生抑制・減量化等の施策の推進に加えて、廃棄物減量等推進員を委嘱し、3R推進に関する自主的な活動に対する支援等を今後も継続する。	木津川市	継続事業			廃棄物減量等推進員の活動支援						

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	木津川市（精華町、西部塵埃処理組合）
(2) 施設名称	新クリーンセンター
(3) 工期	平成 25 年度～平成 26 年度
(4) 施設規模	処理能力 94 t / 日（47 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続運転・ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （発電効率 12%以上） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （熱回収率 10%以上） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、エネルギー（熱）回収の推進
(8) 廃焼却施設の解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(12) 事業計画額	3,195,000 千円
------------	--------------

参 考

(13) 全体計画	1. 全体工期 平成 25 年度～平成 29 年度
	2. 全体事業計画額 9,875,900 千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	木津川市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水路の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善を促進するため合併浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成22年度～平成26年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域及び下水道事業の計画区域外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 73,270千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	65基 (195人分)	基	21,580千円	24,580千円	21,580千円
6～7人槽	105基 (450人分)	基	43,470千円	49,470千円	43,470千円
8～10人槽	15基 (100人分)	基	8,220千円	9,220千円	8,220千円
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改 築					
計画策定調査費					
合 計	185基 (745人分) 改築を除く	基	73,270千円	83,270千円	73,270千円

計画支援事業

(1) 事業主体名	木津川市（精華町、西部塵埃処理組合）		
(2) 事業目的	熱回収施設（新クリーンセンター）整備のため		
(3) 事業名称	新クリーンセンター整備に係る計画支援事業		
(4) 事業期間	平成22年度～平成26年度		
(5) 事業概要	施設整備に係る調査、計画、設計等		

(6) 事業計画額	348,219千円		
-----------	-----------	--	--

参 考

(7) 全体計画	1. 全体事業期間	平成22年度～平成29年度
	2. 全体事業計画額	441,619千円